
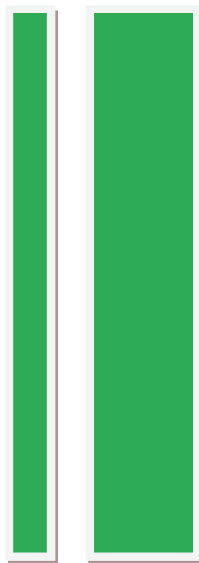


平成 30 年度

公害防止管理者等資格認定講習

案内書及び仮申込書

受講仮申込書の提出先  裏表紙参照
及び問い合わせ先



案内書は、最後までよく読んで記載内容に同意したうえで申込んでください。

申込まれた場合は、案内書記載のすべての事項に同意されたものとみなします。

仮申込締切日を過ぎたお申込みは、いかなる理由でも受理いたしません。

講習受講料は、受講本申込書受理後には返還いたしませんので、ご注意願います。

申請用紙が新しくなっていますので、必ずこの冊子の申請書を使用してください。

一般社団法人産業環境管理協会
公害防止管理者試験センター

電話 03(5209)7713 FAX 03(5209)7718
業務時間 9:00~17:00 URL: <http://www.jemai.or.jp>



案内書及び仮申込書は当協会 HP よりダウンロードしてお使いください。
受講仮申込書、受講本申込書は郵便などでお申込みください。FAX では申込みできません。

目次

はじめに：受講までの流れ.....	1
1. 講習を受けるための資格.....	1
2. 仮申込みと受講資格審査.....	1
3. 受講資格審査の結果の通知.....	2
4. 本申込みと講習受講料の納付.....	2
5. 修了試験について.....	2
6. 聴講免除について.....	2
7. 修了試験結果について.....	2
I. 開催地別実施予定スケジュール.....	3
II. 受講仮申込み手続きについて.....	7
1. 提出書類.....	8
1. 1 技術資格.....	8
別表 A 技術資格.....	9
1. 2 学歴資格.....	13
別表 B 学歴及び実務経験資格.....	13
2. 記入例（参考）.....	18
様式第1.....	21
様式第2.....	23
様式第3.....	25
III. 参考資料.....	27
参考1 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設.....	27
参考2 大気汚染防止法対象のばい煙発生施設と特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「管理者法」という。）の資格の関係.....	28
参考3 大気汚染防止法対象の一般粉じん対象施設と管理者法の資格の関係.....	30
参考4 大気汚染防止法対象の特定粉じん対象施設と管理者法の資格の関係.....	30
参考5 水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係.....	31
参考6 騒音規制法対象施設と管理者法の資格の関係.....	44
参考7 振動規制法対象施設と管理者法の資格の関係.....	45
参考8・9 ダイオキシン類対策特別措置法対象施設と管理者法の資格の関係.....	46
<講習区分別 講習科目及び時間数>.....	48
<講習区分別 講習受講料>.....	49

個人情報の取扱いについて

一般社団法人産業環境管理協会 公害防止管理者試験センターは、申込みにおける氏名、生年月日、住所等の個人情報に関しましては、講習事務のみに利用し、それ以外の目的では一切利用しません。

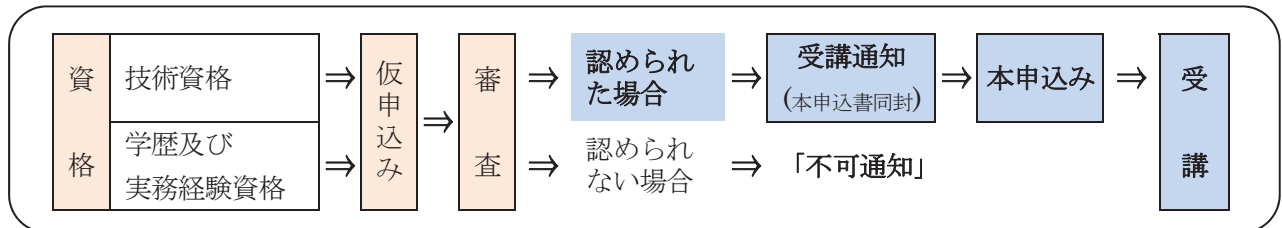
資格認定講習とは

公害防止管理者の資格を取得するには、国家試験を受験する方法と資格認定講習を受講して資格を取得する方法があります。

資格認定講習は、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」施行令に基づき、技術資格又は学歴及び実務経験資格を有する方を対象に行うものです。

技術資格又は学歴及び実務経験資格を有する方が、書類審査を経て**規定の講習を受講し、かつ、修了試験に合格した場合**、国家試験に合格した場合と同等の資格が付与されます。

はじめに：受講までの流れ



1. 講習を受けるための資格

● 次の二つの資格のうち一つが必要です。資格のない方は受講することができません。

1 ● 技術資格

(詳細は 9～12 ページの別表 A 参照)

2 ● 学歴及び実務経験資格

(詳細は 13～17 ページの別表 B 参照)

2. 仮申込みと受講資格審査 (先着順ではありません)

- 7ページからの「Ⅱ. 受講仮申込み手続きについて」をよく読んで、仮申込みしてください。申込方法は郵送で、受講希望地の分室の仮申込締切日 (3～6 ページ記載) 必着となります。提出記録を残したい場合は、簡易書留やレターパックで郵送してください。
- 同一区分の複数申込み (例：大気 2 種を東京と大阪に申込み。) はやめてください。
- 仮申込締切後は、申請内容の変更は一切できません。
- 受講適格者が講習予定人員を大きく下回る場合には、講習が中止になることがあります。また、受講適格者が最少催行人数を下回る場合には、講習は実施いたしません。中止の場合は仮申込審査の結果通知の際にお知らせします。
- 受講適格者が講習の予定人員を超える場合は、以下のような基準で受講の優先順位を決めます。

①：未選任工場 (注 1) の勤務者を最優先します。

②：次に特定工場 (注 2) の勤務者を優先します。

③：それでも適格者が定員を超えるときは、同一工場からの複数受講希望者を 2 名以下に制限します。

先着順ではありません

注 1 未選任工場：特定工場であって、未だ公害防止管理者の選任がなされていない工場。

注 2 特定工場：公害防止管理者の選任は法で義務づけられています。ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、振動発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設のいずれかを設置する工場であって、製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属する工場です。

3. 受講資格審査の結果の通知

- 仮申込審査結果の通知は仮申込書（様式第1）の勤務先へ書面でお送りします。
- **審査結果の通知は書面で行いますので電話での問合せには応じられません。**
- 受講が認められた場合は、受講開催日の約2週間前までに「受講本申込書」と「受講通知書」を送付します。受講することが決まった方は、本申込書を申込先の分室へ送付してください。
- 受講が認められなかった場合は、「受講不可通知」（ハガキ）を送付します。
- 講習テキストについては受講通知書とともにご案内いたします。（テキスト代は講習受講料には含まれません。）
- 平成18年度以降に公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を取得された方が講習を受講する場合、保有資格取得時に受験・受講した科目と共通の科目の講義について免除することが可能です。詳しくは「6. 聴講免除について」及び受講通知書同封の書面にてご確認ください。

4. 本申込みと講習受講料の納付

- 受講本申込書同封の払込取扱票にて振込み、必要事項を記入した本申込書に、振替払込受付証明書・写真を貼付して申込先の分室に本申込みの手続きを完了してください。
- 講習受講料は49ページ記載のとおりです。

5. 修了試験について

- 定められた講習時間を受講しないと修了試験は受けられません。
- 講習最終日に実施区分ごとに修了試験が行われます。修了試験に合格しない場合は資格を取得することはできません。
- 修了試験に合格しない場合の救済措置はありません。
- 同一実施区分を同時に複数申込できませんが、一つの実施区分を受講し修了試験後であれば再度申込することは可能です。

6. 聴講免除について

- 平成18年度以降に公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を取得された方（国家試験区分合格、資格認定講習修了のいずれも含みます）が講習を受講する場合、保有資格取得時に受験・受講した科目と共通の科目の講義について聴講免除が可能です。（平成17年度以前の資格は、科目構成が異なるため、免除の対象となりません）
- 免除できるのは講習の聴講のみで、修了試験はすべての科目を受験する必要があります。
- 講習のスケジュール（時間帯や講義科目の順番）は、受講通知に同封し、お知らせいたします。（スケジュールは変更となることもありますので、事前の問い合わせには対応いたしかねます。）
- 聴講すべき科目の講習を欠席すると、所定の受講時間が満たされず、修了試験を受けられなくなりますのでご注意ください。
- 聴講免除を希望される方は「受講本申込書」提出時に、保有する合格証書又は修了証書のコピーを添付してください。

7. 修了試験結果について

- 修了者には修了証書、不合格者には結果通知を勤務先へ郵送します。
- 修了結果の発送については各会場でお知らせいたします。
- 結果の内容についての問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

I. 開催地別実施予定スケジュール

1つの講習区分につき、いずれか1回に限定して申し込んでください。

開催地 (申込先)	実施区分	実施年月日	実施場所	仮申込締切日	審査 結果	講習 定員
札幌市 (北海道 分室)	水質関係第3種	平成31年1月28日(月)～ 1月31日(木)	北農健保会館 (北海道札幌市)	平成30年 12月14日(金)	仮申 込の 審 査 結 果 は 受 講 開 催 日 の 約 2 週 間 前 ま で に 送 付 し ま す	60
	水質関係第4種	平成31年1月28日(月)～ 1月30日(水)				
仙台市 (東北分室)	大気関係第2種	平成31年3月4日(月)～ 3月7日(木)	宮城県 建設産業会館 (宮城県仙台市)	平成31年 2月4日(月)		100
	大気関係第3種	平成31年3月4日(月)～ 3月8日(金)				
	大気関係第4種	平成31年3月4日(月)～ 3月6日(水)				
	水質関係第2種	平成31年3月11日(月)～ 3月14日(木)		平成31年 2月12日(火)		100
	水質関係第4種	平成31年3月11日(月)～ 3月13日(水)				
東京都 (公害防止 管理者試験 センター)	大気関係第1種	平成30年11月26日(月)～ 11月30日(金)	産業環境管理協会 (東京都千代田区)	平成30年 10月29日(月)		18
	大気関係第2種	平成30年11月26日(月)～ 11月29日(木)				
	主任管理者	平成30年12月3日(月)～ 12月7日(金)				
	水質関係第1種	平成30年12月10日(月)～ 12月14日(金)	石垣記念ホール (東京都港区)	平成30年 11月12日(月)	18	
	水質関係第3種	平成30年12月10日(月)～ 12月14日(金)				
	大気関係第3種①	平成30年12月18日(火)～ 12月21日(金)		平成30年 11月19日(月)		160
	特定粉じん関係①	平成30年12月18日(火)～ 12月19日(水)				
	一般粉じん関係①	平成30年12月18日(火)～ 12月19日(水)				

※最少催行人数:15人

実施区分の①は開催地の開催回を表します。

講習区分別の講習科目及び時間数は48ページ、講習受講料は49ページ、書類送付先は裏表紙にてご確認ください。

開催地 (申込先)	実施区分	実施年月日	実施場所	仮申込締切日	審査 結果	講習 定員
東京都 (公害防止 管理者試験 センター)	水質関係第2種①	平成31年1月15日(火)～ 1月18日(金)	石垣記念ホール (東京都港区)	平成30年 12月17日(月)	仮 申 込 の 審 査 結 果 は 受 講 開 催 日 の 約 2 週 間 前 ま で に 送 付 し ま す	160
	水質関係第4種①	平成31年1月15日(火)～ 1月17日(木)				
	大気関係第2種②	平成31年1月29日(火)～ 2月1日(金)		平成31年 1月9日(水)		160
	大気関係第4種①	平成31年1月29日(火)～ 1月31日(木)		平成31年 1月21日(月)		160
	騒音・振動関係①	平成31年2月4日(月)～ 2月7日(木)				
	大気関係第3種②	平成31年2月18日(月)～ 2月21日(木)		平成31年 2月12日(火)		160
	特定粉じん関係②	平成31年2月18日(月)～ 2月19日(火)				
	一般粉じん関係②	平成31年2月18日(月)～ 2月19日(火)		平成31年 2月25日(月)		160
	水質関係第2種②	平成31年2月25日(月)～ 2月28日(木)				
	水質関係第4種②	平成31年2月25日(月)～ 2月27日(水)		平成31年 3月18日(月)～ 3月20日(水)		160
	騒音・振動関係②	平成31年3月12日(火)～ 3月15日(金)				
	大気関係第4種②	平成31年3月18日(月)～ 3月20日(水)		平成31年 3月18日(月)～ 3月19日(火)		160
	特定粉じん関係③	平成31年3月18日(月)～ 3月19日(火)				
	一般粉じん関係③	平成31年3月18日(月)～ 3月19日(火)		平成31年 3月26日(火)～ 3月28日(木)		160
	水質関係第2種③	平成31年3月26日(火)～ 3月29日(金)				
水質関係第4種③	平成31年3月26日(火)～ 3月28日(木)					

※最少催行人数:15人

実施区分の①②③は開催回を表します。

講習区分別の講習科目及び時間数は48ページ、講習受講料は49ページ、書類送付先は裏表紙にてご確認ください。

開催地 (申込先)	実施区分	実施年月日	実施場所	仮申込締切日	審査 結果	講習 定員
名古屋市 (中部分室)	水質関係第2種①	平成30年12月4日(火)～ 12月7日(金)	名古屋栄ビルディング (名古屋市東区)	平成30年 10月30日(火)	仮 申 込 の 審 査 結 果 は 受 講 開 催 日 の 約 2 週 間 前 ま で に 送 付 し ま す	200
	水質関係第4種①	平成30年12月4日(火)～ 12月6日(木)				
	大気関係第3種	平成31年1月21日(月)～ 1月24日(木)		平成30年 11月27日(火)		200
	大気関係第4種	平成31年1月21日(月)～ 1月23日(水)				
	特定粉じん関係	平成31年1月21日(月)～ 1月22日(火)				
	一般粉じん関係	平成31年1月21日(月)～ 1月22日(火)		平成31年 1月11日(金)		150
	騒音・振動関係	平成31年2月18日(月)～ 2月21日(木)				
	水質関係第2種②	平成31年3月12日(火)～ 3月15日(金)		平成31年 2月5日(火)		100
	水質関係第4種②	平成31年3月12日(火)～ 3月14日(木)				
大阪市 (関西分室)	大気関係第2種	平成30年12月11日(火)～ 12月14日(金)	大阪トヨペットビル (大阪市西区)	平成30年 11月8日(木)	仮 申 込 の 審 査 結 果 は 受 講 開 催 日 の 約 2 週 間 前 ま で に 送 付 し ま す	120
	大気関係第4種	平成30年12月11日(火)～ 12月13日(木)				
	水質関係第2種	平成31年1月21日(月)～ 1月24日(木)	国民會館 (大阪府中央区)	平成30年 12月5日(水)		150
	水質関係第4種	平成31年1月21日(月)～ 1月23日(水)				
	ダイオキシン類関係	平成31年2月5日(火)～ 2月8日(金)	大阪トヨペットビル (大阪市西区)	平成30年 12月25日(火)		50
	騒音・振動関係	平成31年2月19日(火)～ 2月22日(金)		平成31年 1月10日(木)		120
	大気関係第3種	平成31年3月11日(月)～ 3月14日(木)		平成31年 2月1日(金)		120

※最少催行人数：15人

実施区分の①②は開催回を表します。

講習区分別の講習科目及び時間数は48ページ、講習受講料は49ページ、書類送付先は裏表紙にてご確認ください。

開催地 (申込先)	実施区分	実施年月日	実施場所	仮申込締切日	結果 通知	講習 定員		
広島市 (中国分室)	大気関係第2種	平成31年2月26日(火)～ 3月1日(金)	広島商工会議所 (広島市中区)	平成31年 1月25日(金)	仮 申 込 の 審 査 結 果 は 受 講 開 催 日 の 約 2 週 間 前 ま で に 送 付 し ま す	100		
	大気関係第4種	平成31年2月26日(火)～ 2月28日(木)					平成31年 2月1日(金)	100
	水質関係第2種	平成31年3月5日(火)～ 3月8日(金)		平成31年 2月8日(金)		80		
	水質関係第4種	平成31年3月5日(火)～ 3月7日(木)						
	騒音・振動関係	平成31年3月11日(月)～ 3月14日(木)		平成31年2月7日(木)		60		
高松市 (四国分室)	大気関係第2種	平成31年2月5日(火)～ 2月8日(金)	サンポートホール高松 (香川県高松市)	平成31年 1月8日(火)		60		
	大気関係第4種	平成31年2月5日(火)～ 2月7日(木)					平成31年 1月22日(火)	60
	水質関係第2種	平成31年2月19日(火)～ 2月22日(金)		平成30年 11月16日(金)		160		
	水質関係第4種	平成31年2月19日(火)～ 2月21日(木)					福岡商工会議所 (福岡市博多区)	平成31年 2月8日(金)
福岡市 (九州分室)	水質関係第2種	平成30年12月18日(火)～ 12月21日(金)	平成31年3月12日(火)～ 3月15日(金)	200				
	水質関係第4種	平成30年12月18日(火)～ 12月20日(木)			平成31年3月12日(火)～ 3月15日(金)	200		
	大気関係第2種	平成31年3月12日(火)～ 3月15日(金)	平成31年3月13日(水)～ 3月15日(金)	200				
大気関係第3種	平成31年3月12日(火)～ 3月15日(金)	平成31年3月13日(水)～ 3月14日(木)			200			
大気関係第4種	平成31年3月13日(水)～ 3月15日(金)							
	一般粉じん関係	平成31年3月13日(水)～ 3月14日(木)						

※最少催行人数: 15人

講習区分別の講習科目及び時間数は48ページ、講習受講料は49ページ、書類送付先は裏表紙にてご確認ください。

・受講仮申込み手続きについて

- ・受講仮申込みの前に、1～2ページの「受講までの流れ」をよく読んでご理解ください。
- ・書類作成時には、ボールペン（消せるタイプのボールペン不可、鉛筆不可）を使用し、楷書で記入してください。
- ・仮申込書類の送付先は、受講希望地により異なります。送付先は、裏表紙の「受講仮申込書の提出先及び問い合わせ先」をご覧ください。
- ・仮申込締切日まで**に必着で、必要書類一式を郵送**してください。
FAX、メールでの事前審査や申込等は行っておりません。郵便以外の宅配便等で信書は送付できません。
- ・書類不備、記載不備の場合には受講資格審査が受けられませんので注意してください。

< 書類作成の注意点 >

- ・仮申し込みには当たっては21ページからの用紙(様式第1～3)をコピーして使用してください。**書式は変更しないでください。様式1～3は裏面が白地の裏になるよう印刷してください。**
氏名は楷書で書き、様式第1「公害防止管理者等資格認定講習受講仮申込書」では必ず**ふりがな**を付けてください。
様式第2「受講希望者が勤務している特定工場の概要」及び様式第3「公害防止実務証明書」の「**事業者又は工場長等の役職名 氏名**」欄には会社・事業所を記載したうえ、事業者又は工場長の役職及び氏名を記入し押印(社印)してください。(18～20ページの記入例参照。)
合併や称号変更等により、証明者の事業所・工場名と実務の工場名欄が相違する場合には、工場の関連がわかるもの(会社案内のコピー、顧客への案内等)を添付してください。
仮申込書の氏名と添付する証明書等の氏名とが異なる場合は、戸籍抄本(原本(コピー不可))を添付してください。

現在勤務している工場などでの実務経験が所定の期間に満たない場合

実務の経験年数は「施設の維持及び管理」に関する通算経験年数であり、「継続して」又は「同一工場」である必要はありません。

現在勤務している工場等における実務経験の期間が所定の期間に満たない場合で他の会社や工場で実務経験がある場合は、様式第3を必要部数コピーして、かつて従事した期間ごとに勤務した工場等の事業者又は工場長等の証明のある公害防止実務証明書も用意し、添付してください。

現在継続中の実務の実務経験期間は、受講を希望する講習の仮申込み締切日の前日を実務経験期間の最終日として、日付を必ずご記入ください。

1. 提出書類

1. 1 技術資格

技術資格での申込（別表Aに該当9～12ページ参照）

- ア. 公害防止管理者等資格認定講習受講仮申込書（様式第1）
- イ. 受講希望者が勤務している特定工場の概要（特定工場勤務者のみ）（様式第2）
技術資格による申込であっても、該当する方は必ず提出してください。
- ウ. 技術資格・免許等のコピー
技術士は選択科目の確認が必要なため登録証書に技術部門及び科目の記載がない場合は記載のある登録証明書の原本が必要です。その他の技術資格については登録証・免許等のコピーの添付が必要です（下表を参照してください）。
- エ. 公害防止実務証明書（様式第3）
衛生工学衛生管理者、毒物劇物取扱責任者、採石業務管理者、生物由来製品の製造管理者、再生医療等製品製造管理者の資格の場合は、それぞれの職務に1年以上従事した証明が必要です。この証明は「公害防止実務証明書」（様式第3）で行ってください。

技術資格に関する必要な提出書類（ウ. 必要書類とエ. 公害防止実務証明書）

技術資格の種類	ウ 必要書類	エ 実務証明書
技術士	登録証明書（原本）又は登録証書の写し、及び技術部門及び科目がわかる証明書	
環境計量士（計量士）	経済産業大臣への登録証の写し	
保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員、又は鉱害防止係員	合格証書の写し、又は産業保安監督部が発行する合格証明書	
薬剤師	薬剤師免許の写し	
エネルギー管理士（熱管理士含む）	免状の写し	
甲種ガス主任技術者	免状の写し	
乙種ガス主任技術者	免状の写し	
特級ボイラー技士	免許の写し	
一級ボイラー技士	免許の写し	
第一種・第二種電気主任技術者	免状の写し	
第一種・第二種ボイラー・タービン主任技術者	免状の写し	
第一種作業環境測定士	登録証の写し	
公害防止管理者 (ダイキソ類関係の申込のみ有効)	合格証書又は修了証書の写し	
衛生工学衛生管理者	衛生工学衛生管理者免許の写し	必要(様式3)
毒物劇物取扱責任者	自治体への設置届出書又は変更届の写し	必要(様式3)
採石業務管理者	合格証書の写し	必要(様式3)
生物由来製品製造管理者	厚生労働大臣又は自治体の承認書の写し	必要(様式3)
再生医療等製品製造管理者	地方厚生局長の承認書の写し	必要(様式3)

- ・受講区分に対応する技術資格については別表A（9～12ページ）を参照してください。
- ・必要書類ウ. とエ. の両方に記載がある場合には両方の必要書類の提出が必要です。

別表 A 技術資格

〔特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第 3 〕

大気関係第 1 種

1. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

技術部門	選択科目
化学部門	全選択科目
金属部門	非鉄冶金、鉄鋼生産システム、非鉄生産システム
環境部門	環境保全計画、環境測定

2. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
環境計量士（濃度関係）

大気関係第 2 種

- 衛生工学衛生管理者[労働安全衛生法]の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第 18 条第 9 号（鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発生する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
- 保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験[鉱山保安法]に合格した方
- 毒物劇物取扱責任者[毒物及び劇物取締法]として 1 年以上その職務に従事した方
- 薬剤師[薬剤師法]の免許を受けている方
- 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

技術部門	選択科目
化学部門	全選択科目
金属部門	非鉄冶金、鉄鋼生産システム、非鉄生産システム
環境部門	環境保全計画、環境測定

6. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
環境計量士（濃度関係）

大気関係第 3 種

- 保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験[鉱山保安法]に合格した方
- エネルギー管理士（熱管理士を含む）[エネルギーの使用の合理化等に関する法律]の免状の交付を受けている方
- 甲種ガス主任技術者[ガス事業法]の免状の交付を受けている方
- 特級又は一級ボイラー技士[労働安全衛生法]の免許を受けている方
- 第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状[電気事業法]の交付を受けている方
- 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。

技術部門	選択科目
機械部門	動力エネルギー、熱工学
化学部門	全選択科目
金属部門	鉄鋼生産システム、非鉄生産システム
衛生工学部門	大気管理
応用理学部門	物理及び化学
環境部門	環境保全計画、環境測定

7. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
環境計量士（濃度関係）

大気関係第 4 種

1. 甲種又は乙種ガス主任技術者【ガス事業法】の免状の交付を受けている方
2. 特級又は一級ボイラー技士【労働安全衛生法】の免許を受けている方
3. 計量士【計量法】で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
環境計量士（濃度関係）
4. エネルギー管理士（熱管理士を含む）【エネルギーの使用の合理化等に関する法律】の免状の交付を受けている方
5. 第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状【電気事業法】の交付を受けている方
6. 技術士【技術士法】で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

技術部門	選択科目
機械部門	動力エネルギー、熱工学
化学部門	全選択科目
金属部門	鉄鋼生産システム、非鉄生産システム
衛生工学部門	大気管理
応用理学部門	物理及び化学
環境部門	環境保全計画、環境測定

水質関係第 1 種

1. 技術士【技術士法】で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

技術部門	選択科目
化学部門	全選択科目
上下水道部門	全選択科目
衛生工学部門	水質管理
環境部門	環境保全計画、環境測定

2. 計量士【計量法】で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
環境計量士（濃度関係）
3. 薬剤師【薬剤師法】の免許を受けている方

水質関係第 2 種

1. 計量士【計量法】で、主務省令で定める区分に係るものに限る。
環境計量士（濃度関係）
2. 衛生工学衛生管理者【労働安全衛生法】の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第 18 条第 9 号（鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
3. 保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験【鉱山保安法】に合格した方
4. 毒物劇物取扱責任者【毒物及び劇物取締法】として 1 年以上その職務に従事した方
5. 薬剤師【薬剤師法】の免許を受けている方
6. 甲種又は乙種ガス主任技術者【ガス事業法】の免状の交付を受けている方
7. 技術士【技術士法】で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

技術部門	選択科目
化学部門	全選択科目
上下水道部門	全選択科目
衛生工学部門	水質管理
環境部門	環境保全計画、環境測定

水質関係第3種

1. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

化学部門	全選択科目
上下水道部門	全選択科目
衛生工学部門	水質管理
農業部門	農芸化学
応用理学部門	物理及び化学
環境部門	環境保全計画、環境測定

2. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限り。
環境計量士（濃度関係）
3. 薬剤師[薬剤師法]の免許を受けている方
4. 保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験[鉱山保安法]に合格した方

水質関係第4種

1. 採石業務管理者[採石法]として1年以上その職務に従事した方
2. 再生医療等製品の製造の管理をする者又は生物由来製品の製造の管理をする者[医薬品医療機器等法]として1年以上その職務に従事した方
3. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限り。
環境計量士（濃度関係）
4. 薬剤師[薬剤師法]の免許を受けている方
5. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

化学部門	全選択科目
上下水道部門	全選択科目
衛生工学部門	水質管理
農業部門	農芸化学
応用理学部門	物理及び化学
環境部門	環境保全計画、環境測定

騒音・振動関係

1. 衛生工学衛生管理者[労働安全衛生法]の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第18条第6号（削岩機、鋸打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務）又は第8号（ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務）に係る衛生管理者として1年以上その職務に従事した方
2. 技術士[技術士法]で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

機械部門	機械加工及び加工機、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械、機械力学・制御
応用理学部門	物理及び化学
環境部門	環境保全計画、環境測定

3. 計量士[計量法]で、主務省令で定める区分に係るものに限り。
環境計量士（騒音・振動関係）

特定粉じん関係

1. 衛生工学衛生管理者【労働安全衛生法】の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第 18 条第 4 号（土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
2. 第一種作業環境測定士【作業環境測定法】
3. 技術士【技術士法】で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

化学部門	化学装置及び設備
衛生工学部門	大気管理
環境部門	環境保全計画、環境測定

4. 計量士【計量法】で、主務省令で定める区分に係るものに限り。
環境計量士（濃度関係）

一般粉じん関係

1. 計量士【計量法】で、主務省令で定める区分に係るものに限り。
環境計量士（濃度関係）
2. 採石業務管理者【採石法】として 1 年以上その職務に従事した方
3. 衛生工学衛生管理者【労働安全衛生法】の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第 18 条第 4 号（土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
4. 第一種作業環境測定士【作業環境測定法】
5. 技術士【技術士法】で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

化学部門	化学装置及び設備
衛生工学部門	大気管理
環境部門	環境保全計画、環境測定

ダイオキシン類関係

1. 技術士【技術士法】で、主務省令で定める選択科目を選択したものに限り。

化学部門	全選択科目
環境部門	環境保全計画、環境測定

2. 計量士【計量法】で、主務省令で定める区分に係るものに限り。
環境計量士（濃度関係）
3. 衛生工学衛生管理者【労働安全衛生法】の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第 18 条第 9 号（鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務）に係る衛生管理者として 1 年以上その職務に従事した方
4. 保安技術管理者、副保安技術管理者、保安監督員又は鉱害防止係員に係る国家試験【鉱山保安法】に合格した方
5. 毒物劇物取扱責任者【毒物及び劇物取締法】として 1 年以上その職務に従事した方
6. 薬剤師【薬剤師法】の免許を受けている方
7. 第一種作業環境測定士【作業環境測定法】
8. 大気関係第 1 種公害防止管理者又は大気関係第 2 種公害防止管理者の資格を有し、かつ、水質関係第 1 種公害防止管理者又は水質関係第 2 種公害防止管理者の資格を有する方

1. 2 学歴資格

学歴及び実務経験資格での申込（別表 B に該当 13～17 ページ参照）

- ア. 公害防止管理者等資格認定講習受講仮申込書（様式第 1）
- イ. 受講希望者が勤務している特定工場の概要（特定工場勤務者のみ）（様式第 2）
- ウ. 公害防止実務証明書（様式第 3）
- エ. 学歴証明（卒業証書のコピー、又は卒業証明書の原本（コピーは不可））
 - ◎大学・短大・高専卒業者の経験年数で申込み場合、薬学部、工学部以外の理系の学部を卒業した方は学歴証明に加え履修科目を証明できるもの（成績証明・履修証明等）を提出してください。
 - ◎大学院修了証書は学歴証明になりません。
- オ. 公害防止実務証明書において、10 年（大気 3 種、水質 3 種、主任の申込みの場合は 12 年）以上の実務証明があれば、学歴証明の添付は不要です。

別表 B 学歴及び実務経験資格

〔特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第 1 及び第 2〕

大気関係第 1 種		
(学歴及び実務経験資格での受講申し込みはできません。)		
大気関係第 2、4 種		
学 歴	実務の経験	
	実務の内容	経験年数
1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。	ばい煙発生施設(注 1)又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理(注 2)	3 年
2. 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		5 年
3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		7 年
4. 前三号のいずれにも該当しないとき。		10 年

大気関係第3種

学 歴	実務の経験	
	実務の内容	経験年数
1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。	ばい煙発生施設(注1)又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理(注2)	5年
2. 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		7年
3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		9年
4. 前三号のいずれにも該当しないとき。		12年

(注1) 「ばい煙発生施設」とは、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設（同表の13の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）

(注2) 「維持及び管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれる。

水質関係第1種

(学歴及び実務経験資格での受講申し込みはできません。)

水質関係第2、4種

学 歴	実務の経験	
	実務の内容	経験年数
1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学、化学又は農学（水産学を含み、農業経済学を除く。以下同じ。）の課程を修めて卒業したこと。	汚水等排出施設(注1)又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理(注2)	3年
2. 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学、化学若しくは農学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		5年
3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		7年
4. 前三号のいずれにも該当しないとき。		10年

水質関係第3種

学 歴	実務の経験	
	実務の内容	経験年数
1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学、化学又は農学（水産学を含み、農業経済学を除く。以下同じ。）の課程を修めて卒業したこと。	汚水等排出施設(注1)又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理(注2)	5年
2. 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学、化学若しくは農学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		7年
3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		9年
4. 前三号のいずれにも該当しないとき。		12年

(注1)「汚水等排出施設」とは、水質汚濁防止法施行令別表第1の第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号、第66号、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設（同表第62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。）

(注2)「維持及び管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれる。

騒音・振動関係

学 歴	実務の経験	
	実務の内容	経験年数
1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。	騒音発生施設(注1)若しくは騒音を防止するための施設又は振動発生施設(注2)若しくは振動を防止するための施設の維持及び管理(注3)	3年
2. 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		5年
3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		7年
4. 前三号のいずれにも該当しないとき。		10年

(注1)「騒音発生施設」とは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第4条に定める次の施設をいう。

- 一 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。）
- 二 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）

(注2)「振動発生施設」とは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第5条の2に定める次の施設をいう。

- 一 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限る。）
- 二 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。）
- 三 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）

(注3)「維持及び管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれる。

特定粉じん関係及び一般粉じん関係

学 歴	実務の経験	
	実務の内容	経験年数
1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。	特定粉じん発生施設(注 1)若しくは特定粉じんを処理するための施設又は一般粉じん発生施設(注 2)若しくは一般粉じんを処理するための施設の維持及び管理(注 3)	3年
2. 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		5年
3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		7年
4. 前三号のいずれにも該当しないとき。		10年

(注 1)「特定粉じん発生施設」とは、大気汚染防止法施行令別表第 2 の 2 に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）。

(注 2)「一般粉じん発生施設」とは、大気汚染防止法施行令別表第 2 に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）。

(注 3)「維持及び管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれる。

ダイオキシン類関係

学 歴	実務の経験	
	実務の内容	経験年数
1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。	ダイオキシン類発生施設(注 1)又はダイオキシン類を処理するための施設の維持及び管理(注 2)	3年
2. 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		5年
3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		7年
4. 前三号のいずれにも該当しないとき。		10年

(注 1)「ダイオキシン類発生施設」とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1 第 1 号から第 4 号まで及び別表第 2 第 1 号から第 14 号までに掲げる施設。

(注 2)「維持及び管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれる。

公害防止主任管理者

学 歴	実務の経験
1. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において工学、化学又は薬学の課程を修めて卒業したこと。	ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ 5 年以上従事したこと。
2. 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において工学、化学若しくは薬学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ 7 年以上従事したこと。
3. 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ 9 年以上従事したこと。
4. 前三号のいずれにも該当しないとき。	ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ 12 年以上従事したこと。

2. 記入例（参考）

2. 1 受講希望者が勤務している特定工場の概要（様式第2）の記入例

(1) 受講申込者氏名、特定工場の名称、特定工場の所在地

受講申込者の氏名と、特定工場の名称（例：〇〇株式会社△△工場）を①欄、特定工場の所在地（住所）を②欄に記入してください。

(2) 施設の名称・番号・記号

受講を希望する講習区分によって、本案内書の参考2～8の表を参照し、施設名、記号、番号を③欄の該当箇所記入してください。

受講を希望する区分	施設名・番号・記号の参照先
大気関係 1～4 種	参考 2 (p.28～30)
一般粉じん	参考 3 (p.30)
特定粉じん	参考 4 (p.30)
水質関係 1～4 種	参考 5 (p.31～43)
騒音・振動	参考 6 (p.44) 又は参考 7 (p.45)
ダイオキシン類	参考 8 (p.46) 又は参考 9 (p.46～47)
主任管理者	大気関係は参考 2 (p.28～30)、水質関係は参考 5 (p.31～43)

■参考表の見方

- ① 青色の欄**：公害防止管理者を選任すべき特定施設。大気・水質の場合は、有害物質の**取扱がない**施設
→大気・水質の場合は、記入欄の下段（有害物質取扱なしの欄）に施設名・番号・記号を記入
- ② 黄色の欄**：大気・水質の特定施設で、有害物質の**取扱がある**施設
→記入欄（大気、水質では上段（有害物質取扱ありの欄））に施設名・番号・記号を記入
- ③ 透明の欄**：管理者法上は公害防止管理者を選任する必要のない施設。実務経験として算入できる場合と、できない場合がありますので、表の注釈を参照してください。

施行令別表 1	施設の区分	総排出水量別 選任すべき管理者		
		1万m ³ /日以上	1万～1千m ³ /日	1千m ³ /日未満
41	香料製造業用施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 抽出施設	水質 1,3 種	水質 1~4 種	管理者法適用外*
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
42	ゼラチン又はにかわの製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 石灰づけ施設、ハ 洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1~4 種	管理者法適用外*
63の2	空きびん卸売業用の自動式洗びん施設 (57. 1. 1 施行)	管理者法上は適用外 (実務経験として算入できません)		

*1千m³/h未満でも実務経験として算入することができます。

※上表の「空きびん卸売業」のように、規模に関わらず「実務経験に算入できない」場合、学歴・実務経験資格ではお申しいただけません。

【水質関係を受講申込する場合の施設欄の記入例（有害物質取扱の有無）】

汚水等排出施設	令第3条第2項第1号に規定する施設(有害物質取扱あり)	施設名(水濁法・令別表1参照)	番号	記号
		洗浄施設	41	イ
	令第3条第2項第2号に規定する施設(有害物質取扱なし)	施設名(水濁法・令別表1参照)	番号	記号

記号がない場合は記入不要

有害物質取扱「有り」の場合は上段に記入

有害物質取扱「なし」の場合は下段に記入

(3) 特定工場又は施設の規模

(2) と同様に、参考表 2~9 を参照し、工場又は施設の規模を④欄に記入してください。

希望する受講区分	工場又は施設の規模の記載方法
1. 大気関係	・ 工場の総排出ガス量（湿り）を記入
2. 水質関係	・ 工場の総排水量を記入（施設の届出時ある処理施設の総排水量） ・ クローズドシステムや排水水を搬出により外部で処理する場合は総排水量を「0」としてください。
3. 主任管理者	・ 上記 1. 大気関係、2. 水質関係の該当事項を記載
4. 上記以外	該当する施設に規模要件がある場合、貴社の施設の規模を記入してください。

(4) 有資格者数

貴事業所又は工場に、受講を希望する資格と関連する公害防止管理者の有資格者がいる場合は、その数を⑤欄に記入してください。

(5) 事業者又は工場長等による証明欄

受講申込者の所属する「事業所又は工場名」、「事業者又は工場長等の役職及び氏名」を記入・押印（社印）してください。受講申込者は証明者にはなれません。代表者が受講申込者の場合は、その他の役職者が証明してください。また、証明した日付を記入してください。

公害防止施設の維持管理を委託されている会社の従業員（委託先）等が申請する場合は、委託元の契約者等（責任者）が証明をしてください。また、委託元の特定施設の届出の写しを添付してください。

様式第2 受講希望者が勤務している特定工場の概要
受講申込者 氏名 **環 境子**

(注1) この様式は、特定工場に勤務されている方は、必ず提出してください。
(注2) 下枠内の①~⑤欄に記入して下さい。③~⑤欄は、受講区分に対応する欄のみ記入して下さい。
(注3) この様式でいう「特定工場」及び「令第0条」とは、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「管理者法」という）及び「同法施行令」に基づくものです。

① 特定工場の名称	(株) 産業環境 東京工場					
② 特定工場の所在地	東京都千代田区〇〇町 1-2-3					
③ 施設の種類・番号・記号	ばい煙発生施設 (案内書参考2参照)	令第2条第2項第1号に規定する施設 (有害物質取扱あり) (大防法・令別表1)	施設名	番号	記号	
	汚水等排出施設 (案内書参考5参照)	令第3条第2項第1号に規定する施設 (有害物質取扱なし) (大防法・令別表1)	施設名	番号	記号	
	騒音発生施設 (案内書参考6参照)	令第4条に規定する施設又は騒音規制法に規定する施設(騒音規制法・令別表1)	施設名	番号	記号	
	振動発生施設 (案内書参考7参照)	令第5条の2に規定する施設又は騒音規制法に規定する施設(振動規制法・令別表1)	施設名	番号	記号	
	特定粉じん発生施設 (案内書参考4参照)	令第4条の2に規定する施設 (大防法・令別表2-2)	施設名	番号	記号	
	一般粉じん発生施設 (案内書参考3参照)	令第5条に規定する施設 (大防法・令別表2)	施設名	番号	記号	
	ダクト類発生施設 (案内書参考8,9参照)	令第5条の3第1項に規定する施設 (ダクト類特措法・令別表1, 2)	施設名	番号	記号	
	④ 特定工場又は施設の規模 (受講区分に該当する欄のみ記入) ※施設に規模要件がある場合は必ず記入してください。案内書 III 参考資料の参考 1~9 参照。	特定工場の総排出ガス量		m ³ N/時		
		特定工場の総排水量	10,000	m ³ /日		
	騒音・振動発生施設的能力					
	特定/一般粉じん発生施設的能力					
	ダクト類発生施設的能力					
⑤ 有資格者数	事業所又は工場において、有資格者数の内訳を記入して下さい。受講に関連する区分の有資格者がいない場合は0と記入して下さい。					
大気第1種 () 人	水質第1種 (1) 人	騒音・振動 () 人				
" 第2種 () 人	" 第2種 () 人	騒音 () 人				
" 第3種 () 人	" 第3種 (2) 人	振動 () 人				
" 第4種 () 人	" 第4種 () 人	ダイオキシン類 () 人				
特定粉じん () 人	一般粉じん () 人	主任管理者 () 人				

平成 Δ 年 $\Delta\Delta$ 月 $\Delta\Delta$ 日 (株) 産業環境 東京工場
事業所又は工場名 **工場長 環境 太郎** 社印
事業者又は工場長等の役職 **工場長** 氏名 **環境 太郎**

水質関係の記入例

社印

様式第2 受講希望者が勤務している特定工場の概要
受講申込者 氏名 **環 境子**

(注1) この様式は、特定工場に勤務されている方は、必ず提出してください。
(注2) 下枠内の①~⑤欄に記入して下さい。③~⑤欄は、受講区分に対応する欄のみ記入して下さい。
(注3) この様式でいう「特定工場」及び「令第0条」とは、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「管理者法」という）及び「同法施行令」に基づくものです。

① 特定工場の名称	(株) 産業環境 東京工場					
② 特定工場の所在地	東京都千代田区〇〇町 1-2-3					
③ 施設の種類・番号・記号	ばい煙発生施設 (案内書参考2参照)	令第2条第2項第1号に規定する施設 (有害物質取扱あり) (大防法・令別表1)	施設名	番号	記号	
	汚水等排出施設 (案内書参考5参照)	令第3条第2項第1号に規定する施設 (有害物質取扱なし) (大防法・令別表1)	施設名	番号	記号	
	騒音発生施設 (案内書参考6参照)	令第4条に規定する施設又は騒音規制法に規定する施設(騒音規制法・令別表1)	施設名	番号	記号	
	振動発生施設 (案内書参考7参照)	令第5条の2に規定する施設又は騒音規制法に規定する施設(振動規制法・令別表1)	施設名	番号	記号	
	特定粉じん発生施設 (案内書参考4参照)	令第4条の2に規定する施設 (大防法・令別表2-2)	施設名	番号	記号	
	一般粉じん発生施設 (案内書参考3参照)	令第5条に規定する施設 (大防法・令別表2)	施設名	番号	記号	
	ダクト類発生施設 (案内書参考8,9参照)	令第5条の3第1項に規定する施設 (ダクト類特措法・令別表1, 2)	施設名	番号	記号	
	④ 特定工場又は施設の規模 (受講区分に該当する欄のみ記入) ※施設に規模要件がある場合は必ず記入してください。案内書 III 参考資料の参考 1~9 参照。	特定工場の総排出ガス量		m ³ N/時		
		特定工場の総排水量		m ³ /日		
	騒音・振動発生施設的能力	ハンマー1.5 トン				
	特定/一般粉じん発生施設的能力					
	ダクト類発生施設的能力					
⑤ 有資格者数	事業所又は工場において、有資格者数の内訳を記入して下さい。受講に関連する区分の有資格者がいない場合は0と記入して下さい。					
大気第1種 () 人	水質第1種 () 人	騒音・振動 (2) 人				
" 第2種 () 人	" 第2種 () 人	騒音 (1) 人				
" 第3種 () 人	" 第3種 () 人	振動 (1) 人				
" 第4種 () 人	" 第4種 () 人	ダイオキシン類 () 人				
特定粉じん () 人	一般粉じん () 人	主任管理者 () 人				

平成 Δ 年 $\Delta\Delta$ 月 $\Delta\Delta$ 日 (株) 産業環境 東京工場
事業所又は工場名 **工場長 環境 太郎** 社印
事業者又は工場長等の役職 **工場長** 氏名 **環境 太郎**

騒音振動関係の記入例

騒音又は振動発生施設の主要な施設名及び能力を記入する。

2. 2 公害防止実務証明書（様式第 3）の記入例

(1) 学歴・実務経験資格で受講希望される場合（上段の表に実務経験を記入）

工場・事業所名	施設名 (該当の規制法・令別表参照)		実務の経験	
			実務の内容	期間
産業環境(株) 名古屋工場	火薬製造業用の洗浄施設	番号 48 記号	維持及び管理	昭和 63 年 4 月 01 日から 平成 12 年 9 月 30 日まで
産業環境(株) 東京工場	香料製造業用施設 洗浄施設	番号 41 記号 イ	維持及び管理	平成 15 年 4 月 01 日から 平成 25 年 10 月 31 日まで

現在継続中の場合、
仮申込み締切日前日
まで算入できます。

※記号が無い場合は記入不要

- 工場・事業所名：勤務している（した）工場又は事業所名称
- 施設名：申込区分の対象施設名、番号（記号）を記入してください。（28～47 ページ参照）
- 実務の経験：当該施設での実務内容と期間を和暦で記入してください。
※維持、管理、操作に携わっている年数です。（製造部門で品質管理に係る経験年数や事務部門の施設管理等では算入できません。）
- 証明欄：①事業所又は工場名を記載し、事業者又は工場長等の役職及び氏名を記入・押印（社印）してください。受講者本人が証明者にはなりません。代表者が受講申込者の場合は、その他の役職者が証明してください。また、証明した日付を記入してください。
②公害防止施設の維持管理を委託されている会社の従業員（委託先）等が申請する場合は、委託元の契約者等（責任者）が証明をしてください。

(2) 技術資格で受講希望される場合（中段の表に実務経験を記入）

工場・事業所名	技術資格の種類※ (該当する技術資格またはその業務の□にチェック)		実務の経験 期 間
産業環境(株) 東京工場	<input type="checkbox"/> 毒物劇物取扱責任者 <input type="checkbox"/> 採石業務管理者 <input type="checkbox"/> 生物由来製品製造管理者 <input type="checkbox"/> 再生医療等製品製造管理者	衛生工学衛生管理者 <input type="checkbox"/> 労基法施行規則第 18 条第 4 号業務 <input checked="" type="checkbox"/> 労基法施行規則第 18 条第 6 号業務 <input type="checkbox"/> 労基法施行規則第 18 条第 8 号業務 <input type="checkbox"/> 労基法施行規則第 18 条第 9 号業務	平成 19 年 4 月 01 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで

現在継続中の場合、
仮申込み締切日前日
まで算入できます。

- 工場・事業所名：勤務している（した）工場又は事業所名称
- 技術資格の種類：実務経験を証明する必要がある 5 つの技術資格のうち、該当するものにチェックマークを付けてください。
- 実務の経験：実務内容欄に当該技術資格名を記載し、期間を記入してください。
- 証明欄：2. 2 公害防止実務証明書（様式第 3）の記入例の（1）証明欄の項①と同様

(注 1) 上記の（1）の例のように、同一会社で 2 つ以上の工場の実務経験を提出する場合、受講申込者が現在所属する事務所又は工場の事業者又は工場長等の証明で結構です。

(注 2) 別の会社の前職における実務経験が必要な場合、様式第 3 をコピーし、その会社の工場長、総務部長等の証明を貰ってください。ただし、前職の会社が倒産している場合で証明が不可能な場合は、申込者がその会社等に在籍していたことがわかるもの（離職証明等のコピー）を添付して、現在の勤務先の事業者又は工場長等が証明してください。

(注 3) 技術資格で、様式第 3 による実務経験年数の証明が必要なのは、「衛生工学衛生管理者」、「毒物劇物取扱責任者」、「採石業務管理者」、「生物由来製品製造管理者」、「再生医療等製品製造管理者」の 5 つの技術資格の場合だけです。これら以外の技術資格の場合は、様式第 3 の提出は必要ありません。技術資格を証明する書類のみ添付してください。

■ 証明書類のチェック欄の記入方法

各欄の該当項目に○を付し、チェックする。			チェック
学歴及び実務 経験による応募 の場合	大学(学部)	薬学部、工学部、理学部または農学部の化学系学科、	卒業証書 (写し)又は 卒業証明書 (原本)
	短大・高専等	物理学科、(農学部、水産学部) <small>水質のみ</small> 、その他の学部	
	高等学校		
	学歴証明を添付しない		
技術資格	技術資格を証明する書類(登録証、免許等…)		

左の例のように、該当する学歴証明書類、又は技術資格の証明書類を○で囲み、書類が整ったら、チェック欄にチェックマークを入れてください。

様式第 1

※ 整理番号	
※ 受理年月日	

公害防止管理者等資格認定講習受講仮申込書

一般社団法人産業環境管理協会会長 殿

平成 年 月 日

ふりがな	
氏名	

現住所 (自宅住所)	(〒 -) 住所: 電話: () FAX () Eメール: @														
生年月日	1. 大正 2. 昭和 年 月 日生 3. 平成														
勤務先の会社名・工場名 及び所属部課名	会社名 工場名 所属部課名														
(郵便番号) 勤務先の工場所在地	(〒 -) 住所: 電話: () FAX () Eメール: @														
受講したい講習の区分	<table border="1"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 該当の区分 1 つに○を 付けてください。 </td> <td> <input type="checkbox"/> 受講を希望する都市名 及び講習実施期間 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 該当の区分 1 つに○を 付けてください。	<input type="checkbox"/> 受講を希望する都市名 及び講習実施期間												
<input type="checkbox"/> 該当の区分 1 つに○を 付けてください。	<input type="checkbox"/> 受講を希望する都市名 及び講習実施期間														
<table border="1"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 大気関係第 1 種 </td> <td> <input type="checkbox"/> 水質関係第 1 種 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 大気関係第 2 種 </td> <td> <input type="checkbox"/> 水質関係第 2 種 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 大気関係第 3 種 </td> <td> <input type="checkbox"/> 水質関係第 3 種 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 大気関係第 4 種 </td> <td> <input type="checkbox"/> 水質関係第 4 種 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 特定粉じん関係 </td> <td> <input type="checkbox"/> 騒音・振動関係 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 一般粉じん関係 </td> <td> <input type="checkbox"/> ダイオキシン類 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td> <input type="checkbox"/> 主任管理者 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 大気関係第 1 種	<input type="checkbox"/> 水質関係第 1 種	<input type="checkbox"/> 大気関係第 2 種	<input type="checkbox"/> 水質関係第 2 種	<input type="checkbox"/> 大気関係第 3 種	<input type="checkbox"/> 水質関係第 3 種	<input type="checkbox"/> 大気関係第 4 種	<input type="checkbox"/> 水質関係第 4 種	<input type="checkbox"/> 特定粉じん関係	<input type="checkbox"/> 騒音・振動関係	<input type="checkbox"/> 一般粉じん関係	<input type="checkbox"/> ダイオキシン類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主任管理者	受講を希望する都市名 () 講習実施期間 平成 年 月 日 () ～ 月 日 ()
<input type="checkbox"/> 大気関係第 1 種	<input type="checkbox"/> 水質関係第 1 種														
<input type="checkbox"/> 大気関係第 2 種	<input type="checkbox"/> 水質関係第 2 種														
<input type="checkbox"/> 大気関係第 3 種	<input type="checkbox"/> 水質関係第 3 種														
<input type="checkbox"/> 大気関係第 4 種	<input type="checkbox"/> 水質関係第 4 種														
<input type="checkbox"/> 特定粉じん関係	<input type="checkbox"/> 騒音・振動関係														
<input type="checkbox"/> 一般粉じん関係	<input type="checkbox"/> ダイオキシン類														
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主任管理者														

備考1 ※印の欄は記入しないでください。

備考2 複数区分の受講を希望される場合は、上記の講習区分ごとに仮申込書(様式 1・2・3 及び各種の証明書を含む。)を提出してください。

一般社団法人産業環境管理協会は、当仮申込書に係る氏名、生年月日、住所等の個人情報については、資格認定講習事務のみに利用し、それ以外の目的には一切利用しません。

裏

様式第 2

受講希望者が勤務している特定工場の概要

受講申込者 氏 名 _____

- (注1) この様式は、特定工場に勤務されている方は、必ず提出して下さい。
- (注2) 下枠内の ~ 欄に記入して下さい。 ~ 欄は、受講区分に対応する欄のみ記入して下さい。
- (注3) この様式でいう「特定工場」及び「令第 条」とは、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(以下「管理者法」という)」及び「同法施行令」に基づくものです。

特定工場の名称						
特定工場の所在地						
施設の名称・番号・記号	ばい煙発生施設 (案内書参考2参照)	令第2条第2項第1号に規定する施設 (有害物質取扱あり) (大防法・令別表1)	施設名	番号		
		令第2条第2項第2号に規定する施設 (有害物質取扱なし) (大防法・令別表1)	施設名	番号		
	汚水等排出施設 (案内書参考5参照)	令第3条第2項第1号に規定する施設 (有害物質取扱あり) (管理者法・令別表1)	施設名	番号	記号	
		令第3条第2項第2号に規定する施設 (有害物質取扱なし) (水濁法・令別表1)	施設名	番号	記号	
	騒音発生施設 (案内書参考6参照)	令第4条に規定する施設又は騒音規制法に規定する施設(騒音規制法・令別表1)	施設名	番号	記号	
	振動発生施設 (案内書参考7参照)	令第5条の2に規定する施設又は振動規制法に規定する施設(振動規制法・令別表1)	施設名	番号	記号	
	特定粉じん発生施設 (案内書参考4参照)	令第4条の2に規定する施設 (大防法・令別表2-2)	施設名	番号		
	一般粉じん発生施設 (案内書参考3参照)	令第5条に規定する施設 (大防法・令別表2)	施設名	番号		
	ダイオキシン類発生施設 (案内書参考8、9参照)	令第5条の3第1項に規定する施設 (ダイオキシン特措法・令別表1、2)	施設名	番号	記号	
特定工場又は施設の規模 (受講区分に該当する欄のみ記入) 施設に規模要件がある場合は必ず記入して下さい。案内書「参考資料」の参考1~9参照。	特定工場の総排出ガス量		m ³ N / 時			
	特定工場の総排水量		m ³ / 日			
	騒音・振動発生施設の能力					
	特定/一般粉じん発生施設の能力					
	ダイオキシン類発生施設の能力					
有資格者数	事業所又は工場において、有資格者数の内訳を記入して下さい。受講に関連する区分の有資格者がいない場合は0と記入して下さい。					
	大気第1種	(人)	水質第1種	(人)	騒音・振動	(人)
	" 第2種	(人)	" 第2種	(人)	騒音	(人)
	" 第3種	(人)	" 第3種	(人)	振動	(人)
	" 第4種	(人)	" 第4種	(人)	ダイオキシン類	(人)
	特定粉じん	(人)	一般粉じん	(人)	主任管理者	(人)

平成 年 月 日
 事業所又は工場名 _____
 事業者又は工場長等の役職 _____ 氏 名 _____ 印

裏

様式第 3

公 害 防 止 実 務 証 明 書

受講申込者 氏 名 _____

所 属 部 課 名 _____

上記の者は次の表の左欄に掲げる工場・事業所において、同表の中欄に掲げる施設または技術資格について同表の右欄に掲げる実務の経験を有することを証明します。

工場・事業所名	施設名 (該当の規制法・令別表参照)		実務の経験	
			実務の内容	期 間
		番号		年 月 日から
		記号		年 月 日まで
		番号		年 月 日から
		記号		年 月 日まで
		番号		年 月 日から
		記号		年 月 日まで

工場・事業所名	技術資格の種類※ (該当する技術資格またはその業務の□にチェック)		実務の経験 期 間
	<input type="checkbox"/> 毒物劇物取扱責任者	衛生工学衛生管理者	年 月 日から
	<input type="checkbox"/> 採石業務管理者	<input type="checkbox"/> 労基法施行規則第 18 条第 4 号業務	
	<input type="checkbox"/> 生物由来製品製造管理者	<input type="checkbox"/> 労基法施行規則第 18 条第 6 号業務	年 月 日まで
	<input type="checkbox"/> 再生医療等製品製造管理者	<input type="checkbox"/> 労基法施行規則第 18 条第 8 号業務 <input type="checkbox"/> 労基法施行規則第 18 条第 9 号業務	

添付すべき書類のチェック欄 (各欄の該当項目に○を付し、チェックする。)				チェック
学歴及び実務 経験による 応募の場合	大学(学部)	薬学部、工学部、理学部または農学部の化学系学科、	卒業証書(写し) 又は卒業証明書 (原本)	
	短大・高専等	物理学科、(農学部、水産学部) <small>水質のみ</small> 、その他の学部		
	高等学校			
	学歴証明を添付しない			
技術資格	技術資格を証明する書類 (登録証、免許等の写し) (案内書 p.8 参照)			

※欄に示す以外の技術資格の場合、様式第 3 の添付は不要です。資格を証明する書類のみ添付して下さい。

平成 年 月 日

事業所又は工場名 _____

事業者又は工場長等の役職 _____ 氏 名 _____ (印)

- 備考 1 施設名及び実務の内容についてはできるだけ具体的に記入して下さい。
- 備考 2 実務の期間は、就業中の場合は仮申込締切日の前日までとします。
- 備考 3 大学院修了者については、学部の卒業証明が必要です。
- 備考 4 施設名、番号、記号は、案内書「Ⅲ. 参考資料」の参考 1～9 に掲げる施設に対応する施設名、番号、記号を記入して下さい。
- 備考 5 大学、短大、高専等で薬学部 (専攻)、工学部 (専攻) 以外の理工系の学部 (専攻) で申請する場合は、卒業証明等のほか、学部の成績証明書あるいは履修証明書を提出して下さい。
- 備考 6 一般社団法人産業環境管理協会は、当実務証明書に係る氏名、生年月日、住所等の個人情報については、資格認定講習事務のみに利用し、それ以外の目的には一切利用しません。

裏

Ⅲ. 参考資料

参考 1 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設（1）

	施設の区分	規模要件
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・伝熱面積 10m²以上又は、 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生のに供するガス発生炉及び加熱炉	<ul style="list-style-type: none"> ・原料（石炭又はコークス）の処理能力が 20 トン/日以上又は、 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造のに供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（14 の項に掲げるものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・原料の処理能力 1 トン/時 以上
4	金属の精錬のに供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14 の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鋳造のに供する溶解炉（こしき炉並びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積 1m²以上又は、 ・羽口面断面積 0.5m²以上又は、
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理のに供する加熱炉	<ul style="list-style-type: none"> ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上又は、 ・変圧器定格容量 200kVA 以上
7	石油製品、石油化学製品又はコールドール製品の製造のに供する加熱炉	
8	石油の精製のに供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	<ul style="list-style-type: none"> ・触媒に附着する炭素の燃焼能力が 200 kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	<ul style="list-style-type: none"> ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 6 リットル/時以上
9	窯業製品の製造のに供する焼成炉及び溶融炉	<ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積が 1m²以上又は、 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時以上又は、 ・変圧器の定格容量が 200kVA 以上
10	無機化学工業品又は食品の製造のに供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26 の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（14 の項及び 23 の項に掲げるものを除く。）	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造のに供する電気炉	<ul style="list-style-type: none"> ・変圧器の定格容量が 1000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	<ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積 2m² 以上又は、 ・焼却能力 200 kg/時 以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬のに供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	<ul style="list-style-type: none"> ・原料処理能力が 0.5 トン/時以上又は ・火格子面積が 0.5m² 以上又は ・羽口面断面積 0.2m² 以上又は ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20 リットル/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造のに供する乾燥施設	<ul style="list-style-type: none"> ・容量 0.1m³以上
16	塩素化エチレンの製造のに供する塩素急速冷却施設	<ul style="list-style-type: none"> ・原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 50 kg/時 以上
17	塩化第二鉄の製造のに供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）のに供する反応炉	<ul style="list-style-type: none"> ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3 リットル/時以上

大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設（２）

	施 設 の 区 分	規 模 要 件
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	・原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が 50 kg/時 以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	・電流容量 30kA 以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	・原料として使用する燐鉱石の処理能力 80 kg/時 以上又は ・バーナーの燃焼能力が重油換算 50 リットル/時 以上又は、 ・変圧器の定格容量が 200kVA 以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	・伝熱面積が 10m ² 以上又は、 ・ポンプ動力 1kW 以上
23	トリポリリン酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	・原料の処理能力が 80 kg/時 以上又は、 ・火格子面積 1m ² 以上又は、 ・バーナーの燃焼能力が重油換算 50 リットル/時 以上
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	・バーナーの燃焼能力が重油換算 10 リットル/時 以上又は、 ・変圧器の定格容量が 40kVA 以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	・バーナーの燃焼能力が重油換算 4 リットル/時 以上又は、 ・変圧器の定格容量が 20kVA 以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上又は、 ・バーナーの燃焼能力が重油換算 4 リットル/時 以上又は、 ・変圧器の定格容量が 20kVA 以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	・硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 100 kg/時 以上
28	コークス炉	・原料の処理能力が 20 トン/日 以上
29	ガスタービン	・燃料の燃焼能力が重油換算 50 リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	

参考２ 大気汚染防止法対象のばい煙発生施設と特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「管理者法」という。）の資格の関係（１）

施行令別表 1 (番号)	施 設 の 区 分	総排出ガス量別 選任すべき管理者		
		4 万m ³ /h 以上	4 万～1 万 m ³ /h	1 万m ³ /h 未満
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	大気 1,3 種	大気 1～4 種	管理者法 上適用外*
2	水性ガス又は油ガスの発生用ガス発生炉及び加熱炉			
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造用焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉(14 の項に掲げるものを除く。)			

* 1 万m³/h 未満でも実務経験として算入することができます。

大気汚染防止法対象のばい煙発生施設と管理者法の資格の関係（2）

施行令別表1 (番号)	施設の区分	総排出ガス量別 選任すべき管理者		
		4万m ³ /h 以上	4万～1万 m ³ /h	1万m ³ /h 未満
4	金属の精錬用溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(14の項に掲げるものを除く。)	大気 1,3種	大気 1～4種	管理者法 上適用外*
5	金属の精製又は铸造用溶解炉(こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。)			
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理用加熱炉			
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造用加熱炉			
8	石油の精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔			
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉			
9	窯業製品の製造用焼成炉及び溶融炉			
	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、螢石、珪弗化ナトリウム、酸化鉛を原料とするガラス又はガラス製品製造用	大気1種	大気1,2種	管理者法施行令2条2項1号
10	無機化学工業品又は食料品の製造用反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(26の項に掲げるものを除く。)	大気 1,3種	大気 1～4種	管理者法 上適用外*
11	乾燥炉(14の項及び23の項に掲げるものを除く。)			
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造用電気炉			
13	廃棄物焼却炉	管理者法上は適用外 (実務経験として算入できません)		
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	大気1種	大気1,2種	
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造用乾燥施設			
16	塩素化エチレンの製造用塩素急速冷却施設			
17	塩化第二鉄の製造用溶解槽			
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)用反応炉			
19	化学製品の製造用塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)			
20	アルミニウムの製錬用電解炉			
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)用反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉			
22	弗酸の製造用凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)			
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)用反応施設、乾燥炉及び焼成炉			
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造用溶解炉			
25	鉛蓄電池の製造用溶解炉			
26	鉛系顔料の製造用溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設			

* 1万m³/h未満でも実務経験として算入することができます。

大気汚染防止法対象のばい煙発生施設と管理者法の資格の関係（3）

施行令 別表1 (番号)	施 設 の 区 分	総排出ガス量別 選任すべき管理者		
		4万m ³ /h 以上	4万～1万 m ³ /h	1万m ³ /h 未満
27	硝酸の製造用吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	大気 1,3種	大気 1～4種	管理者法 上適用外*
28	コークス炉			
29	ガスタービン			
30	ディーゼル機関			
31	ガス機関			
32	ガソリン機関			

* 1万m³/h未満でも実務経験として算入することができます。

参考3 大気汚染防止法対象の一般粉じん発生施設と管理者法の資格の関係

施行令 別表2 (番号)	施 設 の 区 分	規 模 要 件	選任すべき 管理者
1	コークス炉	原料処理能力が一日当たり50トン以上であること。	一般粉じん 又は、 特定粉じん 又は、 大気1～4種※
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。	
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。	
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。	
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。	

※ばい煙発生施設の実務経験では申込はできません。

※一般粉じん発生施設の実務経験では大気関係第1～4種の申込はできません。

参考4 大気汚染防止法対象の特定粉じん発生施設と管理者法の資格の関係

施行令 別表2-2 (番号)	施 設 の 区 分	規 模 要 件	選任すべき 管理者
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。	特定粉じん 又は、 大気1～4種※
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破碎機及び摩砕機		
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）		
9	穿孔機		
備考	この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。		

※ばい煙発生施設の実務経験では申込はできません。

※特定粉じんの実務経験では大気関係第1～4種の申込はできません。

参考5 水質汚濁防止法対象の污水等排出施設と管理者法の資格の関係（1）

施行令 別表1 (番号)	施 設 の 区 分	総排出水量別 選任すべき管理者		
		1万m ³ /日 以上	1万~1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
1	鉱業又は水洗炭業用施設で、次に掲げるもの イ 選鉱施設、ロ 選炭施設、ハ 坑水中和沈でん施設、 ニ 掘さく用の泥水分離施設	管理者法上適用外 (実務経験として算入できません)		
1の2	畜産農業又はサービス業用施設で、次に掲げるもの（47. 10. 1 施行） イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の 事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の 事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の 事業場に係るものを除く。）			
2	畜産食料品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）、 ハ 湯煮施設	水質 1,3種	水質 1~4種	管理者法 上適用外*
3	水産食料品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 脱水施設、 ニ ろ過施設、ホ 湯煮施設			
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業用施設で、次 に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、 ニ 湯煮施設			
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソ ース又は食酢の製造業用施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 湯煮施設、 ニ 濃縮施設、ホ 精製施設、ヘ ろ過施設			
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設			
7	砂糖製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）、 ハ ろ過施設、ニ 分離施設、ホ 精製施設			
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業用粗製あんの沈 でんそう			
9	米菓製造業又はこうじ製造業用洗米機			
10	飲料製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）、 ハ 搾汁施設、ニ ろ過施設、ホ 湯煮施設、 ヘ 蒸留施設			
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業用施設で、次に掲げる もの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、 ニ 真空濃縮施設、ホ 水洗式脱臭施設			

* 1千m³/日未満でも実務経験として算入することができます。

水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（2）

施行令 別表 1 (番号)	施 設 の 区 分	総排出水量別 選任すべき管理者		
		1万m ³ /日 以上	1万～1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
12	動植物油脂製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設、 <u>ハ</u> 压榨施設、 <u>ニ</u> 分離施設	水質 1,3種	水質 1～4種	管理者法 上適用外*
13	イースト製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設、 <u>ハ</u> 分離施設			
14	でん粉又は化工でん粉の製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料浸せき施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設（流送施設を含む。）、 <u>ハ</u> 分離施設、 <u>ニ</u> 渋だめ及びこれに類する施設			
15	ぶどう糖又は水あめの製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> ろ過施設、 <u>ハ</u> 精製施設			
16	めん類製造業用湯煮施設			
17	豆腐又は煮豆の製造業用湯煮施設			
18	インスタントコーヒー製造業用抽出施設			
18の2	冷凍調理食品製造業用施設で、次に掲げるもの (57. 1. 1 施行) <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 湯煮施設、 <u>ハ</u> 洗浄施設			
18の3	たばこ製造業用施設で、次に掲げるもの (57. 1. 1 施行) <u>イ</u> 水洗式脱臭施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設			
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> まゆ湯煮施設、 <u>ロ</u> 副蚕処理施設、 <u>ハ</u> 原料浸せき施設、 <u>ニ</u> 精練機及び精練そう、 <u>ホ</u> シルケット機、 <u>ヘ</u> 漂白機及び漂白そう、 <u>ト</u> 染色施設、 <u>チ</u> 薬液浸透施設、 <u>リ</u> のり抜き施設 (49. 12. 1 施行)			
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。	水質 1種	水質 1,2種	
20	洗毛業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 洗毛施設、 <u>ロ</u> 洗化炭施設	水質 1,3種	水質 1～4種	管理者法 上適用外*
21	化学繊維製造業用施設で、つぎに掲げるもの <u>イ</u> 湿式紡糸施設、 <u>ロ</u> リンター又は未精練繊維の薬液処理施設、 <u>ハ</u> 原料回収施設			
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業用湿式バーカー (57. 1. 1 施行)			
21の3	合板製造業用接着機洗浄施設 (57. 1. 1 施行)			
21の4	パーティクルボード製造業用施設で、次に掲げるもの (57. 1. 1 施行) <u>イ</u> 湿式バーカー、 <u>ロ</u> 接着機洗浄施設			
22	木材薬品処理業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 湿式バーカー、 <u>ロ</u> 薬液浸透施設 (次ページへつづく)			

* 1千m³/日未満でも実務経験として算入することができます。

水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（3）

施行令別表1 (番号)	施設の区分	総排出水量別 選任すべき管理者		
		1万m ³ /日 以上	1万～1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
22	上記の施設で、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料浸せき施設、 <u>ロ</u> 湿式バーカー、 <u>ハ</u> 碎木機、 <u>ニ</u> 蒸解施設、 <u>ホ</u> 蒸解廃液濃縮施設、 <u>ヘ</u> チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設、 <u>ト</u> 漂白施設、 <u>チ</u> 抄紙施設（抄造施設を含む。）、 <u>リ</u> セロハン製膜施設、 <u>ヌ</u> 湿式繊維板成型施設、 <u>ル</u> 廃ガス洗浄施設	水質1,3種	水質1～4種	管理者法上適用外*
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業用施設で、次に掲げるもの（57. 1. 1 施行） <u>イ</u> 自動式フィルム現像洗浄施設、 <u>ロ</u> 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設			
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
24	化学肥料製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> ろ過施設、 <u>ロ</u> 分離施設、 <u>ハ</u> 水洗式破碎施設、 <u>ニ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ホ</u> 湿式集じん施設	水質1,3種	水質1～4種	管理者法上適用外*
	上記の施設で、ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
25	削除（水銀に関する水俣条約発効のため H29.8.16）			
26	無機顔料製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 洗浄施設、 <u>ロ</u> ろ過施設、 <u>ハ</u> カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機、 <u>ニ</u> 群青製造施設のうち、水洗式分別施設、 <u>ホ</u> 廃ガス洗浄施設	水質1,3種	水質1～4種	管理者法上適用外*
	上記の施設で、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> ろ過施設、 <u>ロ</u> 遠心分離機、 <u>ハ</u> 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、 <u>ニ</u> 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 <u>ホ</u> 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、 <u>ヘ</u> 青酸製造施設のうち、反応施設、 <u>ト</u> よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設、 <u>チ</u> 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、 <u>リ</u> バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、 <u>ヌ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ル</u> 湿式集じん施設 （次ページへつづく）	水質1,3種	水質1～4種	管理者法上適用外*

* 1千m³/日未満でも実務経験として算入することができます。

水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（４）

施行令 別表 1 (番号)	施 設 の 区 分	総排出水量別 選任すべき管理者		
		1 万m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千m ³ /日 未満
27	上記の施設で、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 湿式アセチレンガス発生施設、 <u>ロ</u> さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設、 <u>ハ</u> ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設、 <u>ニ</u> アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設、 <u>ホ</u> 塩化ビニルモノマー洗浄施設、 <u>ヘ</u> クロロプレンモノマー洗浄施設	水質 1 種	水質 1～4 種	管理者法 上適用外*
	上記の施設で、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
29	コールタール製品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> ベンゼン類硫酸洗浄施設、 <u>ロ</u> 静置分離器、 <u>ハ</u> タール酸ソーダ硫酸分離施設	水質 1 種	水質 1,2 種	
30	発酵工業(第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。)用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 蒸留施設、 <u>ハ</u> 遠心分離機、 <u>ニ</u> ろ過施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法 上適用外*
31	メタン誘導品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設、 <u>ロ</u> ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、 <u>ハ</u> フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	水質 1 種	水質 1,2 種	
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
32	有機顔料又は合成染料の製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> ろ過施設、 <u>ロ</u> 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設、 <u>ハ</u> 遠心分離機、 <u>ニ</u> 廃ガス洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法 上適用外*
	上記の施設で、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。）	水質 1 種	水質 1,2 種	

* 1 千m³/日未満でも実務経験として算入することができます。

水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（5）

施行令 別表 1 (番号)	施 設 の 区 分	総排出水量別 選任すべき管理者		
		1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
33	合成樹脂製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 縮合反応施設、 <u>ロ</u> 水洗施設、 <u>ハ</u> 遠心分離機、 <u>ニ</u> 静置分離機、 <u>ホ</u> 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷 却洗浄施設及び蒸留施設、 <u>ヘ</u> ポリプロピレン製造施設 のうち、溶剤蒸留施設、 <u>ト</u> 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設の うち、溶剤回収施設、 <u>チ</u> ポリブテンの酸又はアルカリ による処理施設、 <u>リ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ヌ</u> 湿式集じん施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法 上適用外*
	上記の施設で、塩化ビニルモノマー(※)を原料として使 用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロ エチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として 使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオ キサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供 するもの又はポリエチレンテレフタレート ¹ の製造の用 に供するものに限る。※特定地下浸透水を浸透させて いる工場に設置されている場合に限る。(25.3.7 技術的 助言 環水大総発第 1302203 号)	水質 1 種	水質 1,2 種	
34	合成ゴム製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> ろ過施設、 <u>ロ</u> 脱水施設、 <u>ハ</u> 水洗施設、 <u>ニ</u> ラテックス濃縮施設、 <u>ホ</u> スチレン・ブタジエンゴ ム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴ ムの製造施設のうち、静置分離器	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法 上適用外*
	上記の施設で、テトラクロロエチレンを含有する物質若 しくは 2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使 用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリ ル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る	水質 1 種	水質 1,2 種	
35	有機ゴム薬品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 蒸留施設、 <u>ロ</u> 分離施設、 <u>ハ</u> 廃ガス洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法 上適用外*
	上記の施設で、2-クロロエチルビニルエーテルの製造の 用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
36	合成洗剤製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 廃酸分離施設、 <u>ロ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ハ</u> 湿式集じん施設			
37	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油 副生ガスの中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化 学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品 の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。）用施設 で、次に掲げるもの <u>イ</u> 洗浄施設、 <u>ロ</u> 分離施設、 <u>ハ</u> ろ過施設、 <u>ニ</u> アクリ ロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設、 <u>ホ</u> アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テ レフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、 蒸留施設、（次ページへつづく）	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法 上適用外*

* 1 千 m³/日未満でも実務経験として算入することができます。

水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（6）

施行令 別表1 (番号)	施 設 の 区 分	総排出水量別 選任すべき管理者		
		1万m ³ /日 以上	1万～1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
37	<p>ハ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設、チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設、リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設、ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設、ロ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設、ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器、カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設、コ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、ク 廃ガス洗浄施設</p>	水質 1,3種	水質 1～4種	管理者法 上適用外*
	<p>上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（1分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。</p>	水質1種	水質1,2種	
38	<p>石けん製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料精製施設、ロ 塩析施設</p>	水質 1,3種	水質 1～4種	管理者法 上適用外*
38の2	<p>界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するもの限り、洗浄装置を有しないものを除く。）</p>	水質1種	水質1,2種	
39	<p>硬化油製造業用施設で、次に掲げるもの イ 脱酸施設、ロ 脱臭施設</p>	水質 1,3種	水質 1～4種	管理者法 上適用外*
40	<p>脂肪酸製造業用蒸留施設</p>			
41	<p>香料製造業用施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 抽出施設</p>			
	<p>上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。</p>	水質1種	水質1,2種	

* 1千m³/日未満でも実務経験として算入することができます。

水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（7）

施行令別表1 (番号)	施設の区分	総排出水量別 選任すべき管理者		
		1万m ³ /日 以上	1万～1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
42	ゼラチン又はにかわの製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 石灰づけ施設、 <u>ハ</u> 洗浄施設	水質 1,3種	水質 1～4種	管理者法 上適用外*
43	写真感光材料製造業用の感光剤洗浄施設	水質1種	水質1,2種	
44	天然樹脂製品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 脱水施設	水質 1,3種	水質 1～4種	管理者法 上適用外*
45	木材化学工業用のフルフラール蒸留施設	水質 1,3種	水質 1～4種	管理者法 上適用外*
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 水洗施設、 <u>ロ</u> ろ過施設、 <u>ハ</u> ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設、 <u>ニ</u> 廃ガス洗浄施設			
	上記の施設で、有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
47	医薬品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 動物原料処理施設、 <u>ロ</u> ろ過施設、 <u>ハ</u> 分離施設、 <u>ニ</u> 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）、 <u>ホ</u> 廃ガス洗浄施設	水質 1,3種	水質 1～4種	管理者法 上適用外*
	上記の施設で、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
48	火薬製造業用の洗浄施設	水質 1,3種	水質 1～4種	管理者法 上適用外*
	上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
49	農薬製造業用の混合施設	水質 1,3種	水質 1～4種	管理者法 上適用外*
50	第2条各号に掲げる物質（※）を含有する試薬の製造業用の試薬製造施設 （※1：水質汚濁防止法施行令第2条に掲げる物質 <u>1</u> カドミウム及びその化合物、 <u>2</u> シアン化合物、 <u>3</u> 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）、 <u>4</u> 鉛及びその化合物、 <u>5</u> 六価クロム化合物、 <u>6</u> 砒素及びその化合物、 <u>7</u> 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、 <u>8</u> ポリ塩化ビフェニル、 <u>9</u> トリクロロエチレン、 <u>10</u> テトラクロロエチレン、 <u>11</u> ジクロロメタン、 <u>12</u> 四塩化炭素、 <u>13</u> 1,2-ジクロロエタン、 <u>14</u> 1,1-ジクロロエチレン、 <u>15</u> シス-1,2-ジクロロエチレン、 <u>16</u> 1,1,1-トリクロロエタン、（次ページへつづく）			

* 1千m³/日未満でも実務経験として算入することができます。

水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（8）

施行令別表1 (番号)	施設の区分	総排出水量別 選任すべき管理者		
		1万m ³ /日 以上	1万~1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
50	<u>17</u> 1,1,2-トリクロロエタン、 <u>18</u> 1,3-ジクロロプロペン、 <u>19</u> チウラム、 <u>20</u> シマジン、 <u>21</u> チオベンカルブ、 <u>22</u> ベンゼン、 <u>23</u> セレン及びその化合物、 <u>24</u> ほう素及びその化合物、 <u>25</u> ふっ素及びその化合物、 <u>26</u> アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、 <u>27</u> 塩化ビニルモノマー <u>28</u> 1,4-ジオキサン)	水質 1,3種	水質 1~4種	管理者法 上適用外*
	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は 1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。	水質 1種	水質 1,2種	
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 脱塩施設、 <u>ロ</u> 原油常圧蒸留施設、 <u>ハ</u> 脱硫施設、 <u>ニ</u> 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、 <u>ホ</u> 潤滑油洗浄施設	水質 1,3種	水質 1~4種	管理者法 上適用外*
	上記の施設で、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。	水質 1種	水質 1,2種	
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業用の直接加硫施設（57. 1. 1 施行）	水質 1,3種	水質 1~4種	管理者法 上適用外*
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業用のラテックス成形型洗浄施設（57. 1. 1 施行）			
52	皮革製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 洗浄施設、 <u>ロ</u> 石灰づけ施設、 <u>ハ</u> タンニンづけ施設、 <u>ニ</u> クロム浴施設、 <u>ホ</u> 染色施設			
53	ガラス又はガラス製品の製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 研磨洗浄施設、 <u>ロ</u> 廃ガス洗浄施設	水質 1種	水質 1,2種	
	上記の施設で、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。			
54	セメント製品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 抄造施設、 <u>ロ</u> 成型機、 <u>ハ</u> 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	水質 1,3種	水質 1~4種	管理者法 上適用外*
55	生コンクリート製造業用のバッチャープラント			
56	有機質砂かべ材製造業用の混合施設			
57	人造黒鉛電極製造業用の成型施設			
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 水洗式破碎施設、 <u>ロ</u> 水洗式分別施設、 <u>ハ</u> 酸処理施設、 <u>ニ</u> 脱水施設			
	上記の施設で、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。	水質 1種	水質 1,2種	

* 1千m³/日未満でも実務経験として算入することができます。

水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（9）

施行令別表1 (番号)	施設の区分	総排出水量別 選任すべき管理者		
		1万m ³ /日 以上	1万～1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
59	砕石業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 水洗式破碎施設、 <u>ロ</u> 水洗式分別施設	水質 1,3種	水質 1～4種	管理者法 上適用外*
60	砂利採取業用の水洗式分別施設	管理者法上は適用外 (実務経験として算入できません)		
61	鉄鋼業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> タール及びガス液分離施設、 <u>ロ</u> ガス冷却洗浄施設、 <u>ハ</u> 圧延施設、 <u>ニ</u> 焼入れ施設、 <u>ホ</u> 湿式集じん施設	水質 1,3種	水質 1～4種	管理者法 上適用外*
	上記の施設で、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
62	非鉄金属製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 還元そう、 <u>ロ</u> 電解施設（熔融塩電解施設を除く。）、 <u>ハ</u> 焼入れ施設、 <u>ニ</u> 水銀精製施設、 <u>ホ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ヘ</u> 湿式集じん施設 鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く	水質 1,3種	水質 1～4種	管理者法 上適用外*
	上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第1次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第2次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 焼入れ施設、 <u>ロ</u> 電解式洗浄施設、 <u>ハ</u> カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、 <u>ニ</u> 水銀精製施設、 <u>ホ</u> 廃ガス洗浄施設	水質 1,3種	水質 1～4種	管理者法 上適用外*
	上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
63の2	空きびん卸売業用の自動式洗びん施設（57. 1. 1 施行）	管理者法上適用外 (実務経験として算入できません)		
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設（H13. 7. 1 施行）	水質1種	水質1,2種	
64	ガス供給業又はコークス製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> タール及びガス液分離施設、 <u>ロ</u> ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	水質 1,3種	水質 1～4種	管理者法 上適用外*
	上記の施設で、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
64の2	水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（51. 6. 1 施行） <u>イ</u> 沈でん施設、 <u>ロ</u> ろ過施設	管理者法上適用外 (実務経験として算入できません)		

* 1千m³/日未満でも実務経験として算入することができます。

水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（10）

施行令別表1 (番号)	施設の区分	総排出水量別 選任すべき管理者		
		1万m ³ /日 以上	1万~1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	水質 1,3種	水質 1~4種	管理者法 上適用外*
	上記の施設で、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
66	電気めっき施設	水質 1,3種	水質 1~4種	管理者法 上適用外*
	上記の施設で、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く）	水質1種	水質1,2種	
66の3	旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）用施設で、次に掲げるもの（49.12.1施行） <u>イ</u> ちゅう房施設、 <u>ロ</u> 洗たく施設、 <u>ハ</u> 入浴施設	管理者法上適用外 (実務経験として算入できません)		
66の4	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務用部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（63.10.1施行）			
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業用のちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（63.10.1施行）			
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（63.10.1施行）			
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（63.10.1施行）			
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（63.10.1施行）			
67	洗たく業用の洗浄施設			
68	写真現像業用の自動式フィルム現像洗浄施設			

* 1千m³/日未満でも実務経験として算入することができます。

水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（11）

施行令別表1 (番号)	施設の区分	総排出水量別 選任すべき管理者		
		1万m ³ /日 以上	1万～1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
68の2	病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設で、次に掲げるもの（54. 5. 10 施行） <u>イ</u> ちゅう房施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設、 <u>ハ</u> 入浴施設	管理者法上適用外 (実務経験として算入できません)		
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業用の解体施設			
69の2	中央卸売市場（卸売市場法第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設で、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）（51. 6. 1 施行） <u>イ</u> 卸売場、 <u>ロ</u> 仲卸売場			
69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設で、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）（57. 7. 1 施行） <u>イ</u> 卸売場、 <u>ロ</u> 仲卸売場			
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。）			
70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。）用の洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）（57. 1. 1 施行）			
71	自動式車両洗浄施設			
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で、環境省令で定めるもの（※）に設置されるそれらの業務用施設で、次に掲げるもの（49. 12. 1 施行） <u>イ</u> 洗浄施設、 <u>ロ</u> 焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする（施行規則第1条の2）。 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物防疫所 9 家畜保健衛生所（次ページへつづく）			

水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（12）

施行令別表1 (番号)	施設の区分	総排出水量別 選任すべき管理者		
		1万m ³ /日 以上	1万～1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
71の2	10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設			
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するもの（※）をいう。）である焼却施設（54. 5. 10 施行） ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m ² 以上）のごみ処理施設とする（施行令第5条）。			
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設（※1）で、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの（57. 1. 1 施行） ※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号の産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。（第3号、第5号又は第8号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る（環水規18号）。） 1号 汚泥の脱水施設で、1日当たりの処理能力10m ³ を超えるもの。 3号 汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が5m ³ を超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの ハ 火格子面積が2m ² 以上のもの 4号 廃油の油水分離施設で、1日当たりの処理能力が10m ³ を超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 5号 廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。） イ 1日当たりの処理能力が1m ³ を超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの ハ 火格子面積が2m ² 以上のもの 6号 廃酸又は廃アルカリの中和施設で、1日当たりの処理能力が50m ³ を超えるもの （次ページへつづく）			管理者法上適用外 (実務経験として算入できません)

水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設と管理者法の資格の関係（13）

施行令別表1 (番号)	施設の区分	総排出水量別 選任すべき管理者		
		1万m ³ /日 以上	1万~1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
71の4	<p>8号 廃プラスチック類（PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 1日当たりの処理能力が 100kg を超えるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 火格子面積が 2m²以上のもの</p> <p>11号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</p> <p>ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設（※2）（10. 6. 17 施行）</p> <p>※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる産業廃棄物処理施設（第 12 号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）は次のとおりとする。</p> <p>12号 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設</p> <p>12の2号 廃 PCB 等（PCB 汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入された PCB を含む）又は PCB 処理物の分解施設</p> <p>13号 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設</p>	<p>管理者法上適用外 (実務経験として算入できません)</p>		
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）（3. 10. 1 施行）	水質 1 種	水質 1,2 種	
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）（3. 10. 1 施行）			
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）	<p>管理者法上適用外 (実務経験として算入できません)</p>		
73	下水道終末処理施設			
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）			
指定地域特定施設 (施行令第3条の2)	<p>政令で指定された地域（※）において、特定施設となる施設。</p> <p>※ 建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽（3. 4. 1 施行）</p>			

参考6 騒音規制法対象施設と管理者法の資格の関係

番号	施行令別表1	施設の区分	規模要件	選任すべき管理者
1	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。	管理者法上適用外*
		ロ 製管機械		
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。	
		ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）		
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。	騒音又は騒音・振動 980 キロニュートン以上
		ヘ せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。	管理者法上適用外*
		ト 鍛造機		騒音又は騒音・振動 重量 1 トン以上のハンマー
		チ ワイヤフォーミングマシン		管理者法上適用外*
		リ ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）		
		ス タンブラー		
ル 切断機（といしを用いるものに限る。）				
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。		
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。		
4	織機（原動機を用いるものに限る。）			
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。	
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。	
6	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る）			
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー		
		ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。	
		ハ 碎木機		
		ニ 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。	
		ホ 丸のご盤		
ヘ かな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。			
8	抄紙機			
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）			
10	合成樹脂用射出成形機			
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）			

* 実務経験としては算入することができます。

参考7 振動規制法対象施設と管理者法の資格の関係

番号	施行令別表 1	施設の区分	規模要件	選任すべき管理者	
1	金属加工機械	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）		振動又は騒音・振動 2941 キロニュートン以上	
		ロ 機械プレス		振動又は騒音・振動 980 キロニュートン以上	
		ハ セン断機	原動機の定格出力が 1 キロワット以上のもにに限る。	管理者法上適用外*	
		ニ 鍛造機		振動又は騒音・振動 重量 1 トン以上のハンマー	
		ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のもにに限る。		
2	圧縮機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のもにに限る。	管理者法上適用外*	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のもにに限る。		
4	織機（原動機を用いるものに限る。）				
5	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のもにに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のもにに限る。		
6	木材加工機械	イ ドラムバーカー			
		ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のもにに限る。		
7	印刷機械		原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のもにに限る。		
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のもにに限る。		
9	合成樹脂用射出成形機				
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）				

* 実務経験としては算入することができます。

参考8 ダイオキシン類対策特別措置法対象施設と管理者法の資格の関係（1）

施行令別表1 (番号)	施設の区分	規模要件	選任すべき管理者
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	ダイオキシン類
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの	
5	廃棄物焼却炉	火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの	管理者法上適用外 (実務経験として算入できません)

参考9 ダイオキシン類対策特別措置法対象施設と管理者法の資格の関係（2）

施行令別表2 (番号)	施設の区分	選任すべき管理者
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	ダイオキシン類
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> 硫酸濃縮施設、 <u>ロ</u> シクロヘキサン分離施設、 <u>ハ</u> 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> 水洗施設、 <u>ロ</u> 廃ガス洗浄施設	

施行令 別表2 (番号)	施 設 の 区 分	選任すべき管理者
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> ろ過施設、 <u>ロ</u> 乾燥施設、 <u>ハ</u> 廃ガス洗浄施設	ダイオキシン類
10	2・3-ジクロロ・1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> ろ過施設、 <u>ロ</u> 廃ガス洗浄施設	
11	8・18-ジクロロ・5・15-ジエチル・5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b : 3'・2'-m] トリフェノジオキサジン (別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 <u>ロ</u> ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 <u>ハ</u> ジオキサジンバイオレット洗浄施設 <u>ニ</u> 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ロ</u> 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> 精製施設、 <u>ロ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ハ</u> 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒 (使用済みのものに限る。)からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> ろ過施設、 <u>ロ</u> 精製施設、 <u>ハ</u> 廃ガス洗浄施設	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの <u>イ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ロ</u> 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	フロン類 (特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令 (平成6年政令第308号) 別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊 (プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> プラズマ反応施設、 <u>ロ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ハ</u> 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設 (第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水 (第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設 (前号に掲げるものを除く。)	

＜講習区分別 講習科目及び時間数＞

大気関係／粉じん関係

講義科目	講義時間数					
	大気関係 第1種	大気関係 第2種	大気関係 第3種	大気関係 第4種	特定粉じん関係	一般粉じん関係
1. 公害総論	3	3	3	3	3	3
2. 大気概論	4	4	4	4	4	4
3. 大気特論	5	5	5	5		
4. ばいじん・粉じん特論	7	7	7	7	7	
5. 大気有害物質特論	5	5				
6. 大規模大気特論	7		7			
7. ばいじん・一般粉じん特論						6
計	31	24	26	19	14	13
修了試験	2	1.5	2	1	1	1
合計	33	25.5	28	20	15	14

水質関係／主任管理者

講義科目	講義時間数				
	水質関係 第1種	水質関係 第2種	水質関係 第3種	水質関係 第4種	主任 管理者
1. 公害総論	3	3	3	3	3
2. 水質概論	5	5	5	5	
3. 污水处理特論	11	11	11	11	
4. 水質有害物質特論	5	5			
5. 大規模水質特論	7		7		
6. 大気・水質概論					9
7. 大気関係技術特論					12
8. 水質関係技術特論					11
計	31	24	26	19	35
修了試験	2	1.5	2	1	2.5
合計	33	25.5	28	20	37.5

騒音・振動関係

講義科目	講義 時間数
1. 公害総論	3
2. 騒音・振動概論	13
3. 騒音・振動特論	13
計	29
修了試験	2
合計	31

ダイオキシン類関係

講義科目	講義 時間数
1. 公害総論	3
2. ダイオキシン類概論	7
3. ダイオキシン類特論	14
計	24
修了試験	1.5
合計	25.5

<講習区分別 講習受講料>

(非課税)

講習区分	金額
大気関係第1種	37,500円
大気関係第2種	29,000円
大気関係第3種	31,500円
大気関係第4種	22,500円
水質関係第1種	37,500円
水質関係第2種	29,000円
水質関係第3種	31,500円
水質関係第4種	22,500円
騒音・振動関係	35,000円
特定粉じん関係	17,000円
一般粉じん関係	16,000円
ダイオキシン類関係	29,000円
主任管理者	42,500円

- ・受講が認められた方にお送りする受講通知書同封の専用の払込取扱票にてお振り込みください。
- ・講習受講料にはテキスト代は含まれません。
- ・受講本申込書受理後のキャンセルに関する講習受講料の返金はいたしません。ただし、天災等により講習が実施されないときは、講習受講料を返還いたします。なお、返還にかかる手数料は講習受講料より差引き返金いたします。

<受講仮申込書の提出先及び問い合わせ先>

東京都で受講を希望される方

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町二丁目2番1号 三井住友銀行神田駅前ビル6階
一般社団法人産業環境管理協会 公害防止管理者試験センター
電話 03 (5209) 7713 FAX 03 (5209) 7718
E-mail : shikenbu@jemai.or.jp

札幌市で受講を希望される方

〒060-0806 札幌市北区北六条西6丁目2番地 第2山崎ビル8階
一般社団法人産業環境管理協会 北海道分室
電話 011 (737) 5014 FAX 011 (758) 4539

仙台市で受講を希望される方

〒980-0012 仙台市青葉区錦町一丁目4番5号 地産マンション202号
一般社団法人産業環境管理協会 東北分室
電話 022 (225) 1565 FAX 022 (265) 9040

名古屋市で受講を希望される方

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10番19号 名古屋商工会議所ビル6階
一般社団法人産業環境管理協会 中部分室
電話 052 (221) 1457 FAX 052 (231) 8219

大阪市で受講を希望される方

〒550-0012 大阪市西区立売堀一丁目2番12号 (本町平成ビル4階)
一般社団法人産業環境管理協会 関西分室
電話 06 (6536) 2525 FAX 06 (6536) 2526

広島市で受講を希望される方

〒730-0011 広島市中区基町5番44号 広島商工会議所ビル5階
一般社団法人産業環境管理協会 中国分室
電話 082 (228) 8736 FAX 082 (223) 7564

高松市で受講を希望される方

〒760-0033 高松市丸の内2番5号 ヨンデンビル本館4階
一般社団法人産業環境管理協会 四国分室
電話 087 (822) 0725 FAX 087 (851) 2452

福岡市で受講を希望される方

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前二丁目9番28号 福岡商工会議所ビル7階
一般社団法人産業環境管理協会 九州分室
電話 092 (441) 2054 FAX 092 (472) 9177

案内書及び仮申込書は当協会 HP (表紙記載の URL) よりダウンロードしてお使いください。

受講仮申込書、受講本申込書は郵便でお送りください。FAX での事前審査や申込はできません。